

「第279回判例・事例研究会」

日 時	平成30年11月21日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 湊 信明

【判例】

判 例	平成29年（受）第1735号遺留分減殺請求事件 平成30年10月19日第2小法廷判決
事 案 (簡略化)	<p>亡妻Aは亡夫B。</p> <p>亡夫Bが平成20年12月死亡。相続人は亡妻Aと上告人と被上告人遺産分割協議中に、亡妻Aが被上告人に自己の相続持分全部を譲渡。亡妻Aは、平成22年8月、その有する全財産を被上告人に相続させる旨の公正証書委遺言をした。</p> <p>遺産分割成立。</p> <p>亡妻Aは平成26年7月死亡。相続人は上告人と被上告人。相続財産は35万円の預金債権と36万円の未払介護施設利用料債務。上告人は平成26年11月に被上告人に対し、亡妻Aの相続に関して遺留分減殺請求権を行使する旨の意思表示をした。</p>
論 点	<p>本件は、上告人が、被上告人に対し、本件相続分譲渡によって遺留分を侵害されたとして、被上告人が遺産分割調停によって取得した不動産の一部についての遺留分減殺を原因とする持分移転登記手続等を求める事案である。本件相続分譲渡が、亡妻Aの相続において、その価額を遺留分算定の基礎となる財産額に算入すべき贈与（民法1044条、903条1項）に当たるか否かが問題となる。</p>

<p>原 審</p>	<p>原審は、要旨次のとおり判断し、上告人は遺留分を侵害されていないとして、上告人の請求を棄却すべきものとした。</p> <p>相続分の譲渡による相続財産の持分の移転は、遺産分割が終了するまでの暫定的なものであり、最終的に遺産分割が確定すれば、その遡及効によって、相続分の譲受人は相続開始時に遡って被相続人から直接財産を取得したことになるから、譲渡人から譲受人に相続財産の贈与があったとは観念できない。また、相続分の譲渡は必ずしも譲受人に経済的利益をもたらすものとはいえず、譲渡に係る相続分に経済的利益があるか否かは当該相続分の積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定しなければ判明しないものである。したがって、本件相続分譲渡は、その価額を遺留分算定の基礎となる財産額に算入すべき贈与には当たらない。</p>
<p>最 高 裁</p>	<p>しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。</p> <p>共同相続人間で相続分の譲渡がされたときは、積極財産と消極財産とを包括した遺産全体に対する譲渡人の割合的な持分が譲受人に移転し、相続分の譲渡に伴って個々の相続財産についての共有持分の移転も生ずるものと解される。</p> <p>そして、相続分の譲渡を受けた共同相続人は、従前から有していた相続分と上記譲渡に係る相続分とを合計した相続分を有する者として遺産分割手続等に加わり、当該遺産分割手続等において、他の共同相続人に対し、従前から有していた相続分と上記譲渡に係る相続分との合計に相当する価額の相続財産の分配を求めることができることとなる。</p> <p>このように、相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、譲渡人から譲受人に対し経済的利益を合意によって移転するものといえることができる。遺産の分割が相続開始の時に遡ってその効力を生ずる(民法909条本文)とされていることは、以上のように解することの妨げとなるものではない。</p> <p>したがって、共同相続人間においてされた無償による相続分の譲渡は、譲渡に係る相続分に含まれる積極財産及び消極財産の価額等を考慮して算定した当該相続分に財産的価値があるとはいえない場合を除き、上記譲渡をした者の相続において、民法903条1項に規定する「贈与」に当たる。</p> <p>以上と異なる見解に基づき、本件相続分譲渡はその価額を遺留分算定の基礎となる財産額に算入すべき贈与に当たらないとして上告人の請求を棄却すべきものとした原審の判断には、判決に影響を及ぼすこと</p>

が明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。